

羽島郡町立小、中学校児童生徒の出席停止の手続きに関する要綱

平成 15 年 2 月 6 日 教育長裁定
平成 16 年 10 月 5 日一部改正 教育長裁定
平成 25 年 10 月 23 日一部改正 教育長裁定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 35 条第 3 項及び、羽島郡町立小、中学校管理規則（平成 12 年羽島郡四町教育委員会規則第 3 号）第 27 条の規定に基づき、出席停止の命令の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「児童生徒」とは、羽島郡内の町立小・中学校に在籍する者をいう。

(校長の具申)

第 3 条 校長は、児童生徒が法第 35 条第 1 項各号に規定する行為を繰り返し行うなど、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める場合で、当該児童生徒又は、当該児童生徒の保護者に対して学校が行う指導において、学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、当該児童生徒の出席停止（以下「出席停止」という。）について羽島郡二町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に出席停止に関する意見具申書（第 1 号様式）を提出するものとする。

(意見の聴取)

第 4 条 教育委員会は、出席停止を命ずるに当たっては、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、あらかじめ当該児童生徒及び保護者の意見を聴取するものとする。

(出席停止の決定)

第 5 条 教育委員会は、出席停止の決定をするときは、校長の具申及び保護者からの意見の聴取内容等を十分に参酌し、これを行う。

2 出席停止の期間は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とする。

3 教育委員会は、出席停止の決定をしたときは、保護者に対し出席停止通知書（第 2 号様式）を交付する。

(出席停止期間の指導)

第 6 条 出席停止期間中、当該児童生徒に適切な指導・援助ができるように、教育委員会及び学校が十分な連携をもって行うとともに、地域や関係団体と密接な連携を図り、一層適切な支援に努めるものとする。

(出席停止期間変更に伴う具申)

第7条 校長は、教育委員会に出席停止期間中の状況を随時報告するものとする。

2 校長は、出席停止期間の短縮又は延長が必要と判断した場合は、教育委員会に出席停止期間変更に関する意見具申書（第3号様式）を提出するものとする。

(出席停止期間変更等)

第8条 教育委員会は、出席停止期間中においても改心が見られず、登校後も問題を起こし、他の児童生徒の教育が妨げられると判断したときは、出席定期期間を延長することができる。また、出席停止期間中に改心が見られ、他の児童生徒への教育の妨げとならないと判断されるときは、出席停止期間を短縮することができる。

2 出席停止期間の短縮及び延長についての保護者への通知は、出席停止期間変更通知書（第4号様式）によるものとする

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 記

この要綱は、交付の日から施行する。